

倫理規程

公益社団法人全国子ども会連合会（以下「この法人」という。）は、その設立の趣意、定款の目的の実現のため、青少年教育団体として一貫した事業活動を行ってきた。また平成 24 年度より新たに開始する共済事業は、団体の主催する活動における災害等について団体の共済制度を確立し、もって青少年の健全な育成と福祉の増進に資することを目的としている。

このような認識のもと、この法人は、厳正な倫理に則り、公正かつ適切な事業活動を行うための自主ルールとして、以下の倫理規程を制定し、その普及・定着を図ることとした。

この法人及び業務委託先（都道府県・指定都市子連）の役員及び職員（以下「役職員」という。）は、その社会的使命と役割を自覚し、この規程の理念が具体的行動と意思決定に活かされるよう不断の努力と自己規律に努めなければならない。

（組織の使命及び社会的責任）

第 1 条 この法人は、その設立の趣意及び定款の目的に従い、広く青少年の健全育成に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営に当らねばならない。

（社会的信用の維持）

第 2 条 この法人は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

（法令等の遵守）

第 3 条 この法人は、関連法令及び本法人の定款、倫理規程その他の内部規程を厳格に遵守し、適正に事業を運営しなければならない。

（私的利益の禁止）

第 4 条 役職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

（利益相反の防止及び開示）

第 5 条 役職員は、その職務の執行に際し、本法人との利益相反が生じる可能性があ

る場合は、直ちにその事実の開示その他本法人が定める所定の手続に従わなければならない。

(情報開示及び説明責任)

第6条 この法人は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第7条 この法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(研 鑽)

第8条 役職員は、公益事業活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

本規程は、平成24年4月25日から施行する。

この規程は、公益法人への移行に伴い平成25年5月14日改正し、平成25年4月1日より施行する。改正内容は、社団法人を公益社団法人に改正する。